

幕別町地域防災計画の修正案の概要について

1 計画修正の経緯

この計画は、災害対策基本法第 4 2 条及び幕別町防災会議条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、幕別町防災会議が策定する計画であり、本町における災害に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能の全てを挙げて住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

幕別町地域防災計画は、平成 1 8 年 2 月の合併を機に平成 1 9 年 8 月に修正されていますが、その後、日本各地で相次いで発生している豪雨による水害、土砂災害、竜巻災害、暴風雪・大雪災害、火山噴火災害、そして国内観測史上最大となった平成 2 3 年 3 月 1 1 日の東日本大震災を代表とする地震災害等の大きな被害をもたらす災害が数多く発生するようになり、それらを経験することで様々な問題点が浮き彫りになってきました。

その経験を教訓といたしまして、国は災害対策基本法を平成 2 4 年 6 月 2 7 日に改正（第 2 次改正）し、この改正では不十分として継続審議になっていた項目については、第 2 弾改正として平成 2 5 年 6 月 2 1 日に改正しました。

これらを踏まえ国の防災基本計画が 2 回修正（最新平成 2 6 年 1 月 1 7 日）を行っており、北海道地域防災計画は 4 回修正（最新平成 2 5 年 5 月 3 0 日）され、さらに現在も修正作業を行っているところです。

このような背景から、近年の各種災害から明らかになった問題や教訓を踏まえ、本計画を総合的かつ実践的な計画とする必要があることから地域防災計画を修正するものであり、今回は改定に近い全面修正となっています。

2 修正の方針

- ・東日本大震災で得られた教訓や国の防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正を踏まえ、津波対策を新たに追加するとともに防災対策全般を拡充
- ・国・道の動向を踏まえ、地域の実情に即した防災対策の充実

3 計画の構成

- ・北海道地域防災計画との整合性を図ると共に、計画の構成についても、できる限り北海道地域防災計画にあわせた構成にしています。
- ・現計画は、「本編」、「地震防災計画編」、「資料編」の 3 編から構成されていますが、平成 2 4 年 6 月、北海道防災会議により公表された新たな地震・津波の予測により、本町も津波浸水想定区域に入ったことから、「地震・津波防災計画編」として津波対策を追加し、地震・津波防災計画の充実・拡充を図るものです。

4 修正のスケジュール

- | | |
|---------------------|----------------------|
| H 2 5 年 1 2 月 1 9 日 | 第 1 回「幕別町防災会議」見直しの概要 |
| H 2 6 年 3 月 2 4 日 | 第 2 回「幕別町防災会議」案の作成 |
| 4 月 1 日 | パブリック・コメントの実施 |
| ～ 3 0 日 | |

5月	第3回「幕別町防災会議」で審議・策定 北海道防災会議へ報告
6月	平成26年度幕別町地域防災計画の印刷 (関係機関等への配付)

5 近年の主な修正経過

平成11年度版	住民の基本的責務、自主防災組織の育成に関する計画、災害弱者対策計画、広域応援計画、防災ボランティアとの連携計画、事故対策計画の加入、他の各計画を全項目にわたり見直し、修正、具体化 (H11.8)
平成16年度版	地震に強いまちづくり対策を追加
平成18年度版	合併に伴う計画の見直し、地震対策の強化により地震防災計画編を分割 (H19.8)

6 主な修正概要

(1) 防災に対する新たな考え方の導入（減災・最大クラスの津波）

① 災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を導入

② 平成24年の津波浸水予測により新たに津波対策を追加

- ・発生頻度はきわめて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波予測を追加

1つ目に、「災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を導入する」ということです。東日本大震災で得られた教訓として、防災という考え方だけでは、大災害を完全に防ぐことは不可能であることから、被害を最小化するために「減災」の考え方を防災の基本方針として導入しています。第1章第3節に「計画の効果的促進」を新設し、防災対策は自助、共助、公助の適切な役割分担により着実に実施できること、災害時は住民自らが主体的に判断し行動することが必要であること、町は、あらゆる分野や事業について「防災・減災」の観点で考え、災害に強い地域づくりを進めることを明記しています。

2つ目に「平成24年の津波浸水予測により新たに津波対策を追加する」ということです。平成24年6月に北海道防災会議より公表された、「太平洋沿岸の想定地震の見直し」により、発生頻度はきわめて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波、いわゆる千年に一度クラスの津波については、住民の生命を守ることを最優先とし、住民避難を軸に総合的な対策を推進していくことにしています。具体的には、新たに忠類晩成地区の一部が津波浸水想定区域に該当することから見直しに加えたものです。忠類晩成公区の避難所は、町内の避難所へ避難する場合、避難路が津波の影響を受ける可能性が高いことから、大樹町晩成福祉館に避難することになっています。「資料編 資料10-2津波浸水予測図」参照

(2) 地震・津波対策の抜本的強化（地震編を地震・津波編に拡充）

① 地震防災計画編を「地震・津波防災計画編」に拡充

- ・平成24年津波浸水予測により忠類晩成地区を対象に津波対策を追加
- ・地震津波の想定（H24浸水予測）（連動 Mw9.1）H24の被害想定は出ていません。
- ・地震の想定 海洋型地震及び内陸型地震ともに最大震度7と想定

これは、「地震防災計画編」を「地震・津波防災計画編」に拡充するものです。

また、地震の想定について全面的に修正されていますが、その内容については、北海道における地震の想定に準じていますので、現行とその多くは変わりませんが、平成 24 年の太平洋沿岸の想定地震の見直しにより、連動マグニチュードが 9.1 と想定され、その時の津波が、大樹町生花苗沼沖において、沿岸最大水位 19.1m、最大遡上高 31.1m、大樹町当緑川河口沖において、沿岸最大水位 19.5m、最大遡上高 28.3m を想定しているところです。

地震の想定としては、海洋型地震が 500 年間隔地震で Mw8.6、連動 Mw9.1 となり、想定震度 7 とし、内陸型地震が十勝平野断層帯主部の地震で Mw8.0、想定震度 7 とするものです。

尚、十勝平野断層帯主部の地震は道で最大震度 7 を想定していますが、500 年間隔地震は震度が示されていません。東日本大震災と同規模になることから震度 7 を想定するものです。

(3) 東日本大震災を踏まえた各種防災対策の強化・推進

① 自助・共助による地域防災力の強化

- ・住民の責務に物資の備蓄等を明記
- ・事業者の責務に事業継続計画（BCP）の策定、耐震化の促進等
- ・自主防災組織の拡充、整備の支援、及び地区防災計画について

町民、自らの防災力を高めるために、住民の責務として、3 日分の食料と飲料水（目安：1 人 1 日 3 リットル）を明記するとともに、事業所の責務に事業の維持継続計画、耐震化、燃料の確保等を追記しています。また、地域防災力の強化のため、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、自主防災組織のリーダーの育成、女性の参画に配慮することも追記しています。

災害対策基本法の改正に伴い、地区防災計画についても追記し、必要により地域防災計画に記載できるようにしています。

「地区防災計画」とは、

災害時等に迅速且つ的確な活動を行うために、町の一定の地区内の居住者（公区住民）及び当該地区に事業所を有する事業者が、協同して行う防災活動に関する計画で、自主防災組織が策定し、町防災会議に対し、地域防災計画に地区防災計画を定める提案を行うことができるものである。

② 防災教育の推進

- ・防災教育を実施し住民の防災意識の向上を目指す
- ・地域の防災活動におけるリーダーの育成
- ・学校における防災教育の充実
- ・学校における防災に関する計画やマニュアルの策定の推進

防災知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるように努めるため、地域の防災活動におけるリーダーの育成、学校における防災教育の計画やマニュアルの策定を推進し教育の充実を図るように追記しています。

③ 多様な地域住民に配慮した避難対策

- ・高齢者・障がい者等の要配慮者に配慮した避難対策（避難行動要支援者名簿の作成等）
- ・女性の参画を推進し、女性の視点を生かした避難所運営等

要配慮者に配慮した避難対策として、避難行動要支援者名簿の作成、管理、情報共有など避難行動要支援者対策の強化について追記しています。災害対策基本法の改正により、災害時要援護者名簿（該当者希望登録制）から避難行動要支援者名簿（該当者自動登録制）に変更になりました。個人情報の保護に留意し、自主防災組織や民生委員・児童委員を始めとする関係者と連携して、地域住民等の幅広い協力を得た避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等の環境整備に努めるものです。

また、避難所の運営において、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等に配慮し、特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるなどについて追記しています。

④ 相互応援体制の整備

- ・道や他の市町村への応援準備及び受援体制の整備
- ・大規模災害に対する備えとして遠方市町村との協定締結
- ・民間事業者との連携強化によりノウハウの活用
- ・防災関係機関との連絡調整体制の整備

災害の応急対策や災害復旧の実施に際し、応援又は受援の事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるために、節を新設し、「道や他の市町村への応援準備及び受援体制の整備」「大規模災害に対する備えとして遠方市町村との協定締結」「民間事業者との連携強化によりノウハウの活用」「防災関係機関との連絡調整体制の整備」などを行うことについて記載しています。

⑤ 避難体制整備

- ・災害対策基本法改正に伴い、指定緊急避難場所、指定避難所の見直し
- ・広域避難場所、広域一時滞在避難所の指定
- ・暖房及び発電機用燃料の確保
- ・公共用地等の有効活用への配慮に関する記述を追加

災害対策基本法の改正に伴い、「指定緊急避難場所」の指定及び「指定避難所」の見直しをしています。現在は、一時避難場所としてグラウンドや公園が指定されていますが、指定緊急避難場所はグラウンドや公園以外に建築物などの施設についても指定できるものであり、政令による指定基準により災害の現象ごとに指定しています。また、指定避難所についても、政令による指定基準の明確化により避難所の見直しを行なっています。

指定緊急避難場所の指定は、災害現象ごとに指定しなければならないことから、本町で発生が予想される災害の種類を「大雨による洪水又は内水氾濫」、「地震と津波」「崖崩れ、土石流及び地滑りなどの土砂災害」「大規模な火事」の4種類に区分しています。大規模な火事については、指定緊急避難場所と広域避難場所を同じ避難場所として指定しています。

また、大規模災害時の他の市町村からの被災者受入れ施設として、新たに広域一時滞在避難所を追加指定しています。更に、避難所における暖房や発電機用の燃料の確保や公共用地等の有効活用についても追記しています。

⑥ 情報収集・伝達計画

平時における防災情報機関との情報交換及び情報伝達体制整備

- ・ 防災会議構成機関（構成員間の情報共有等）
- ・ 町及び防災関係機関（伝達手段の多重化・多様化等）
- ・ 通信施設被害防止対策

情報収集・伝達計画については、現計画では応急対策計画にのみに記載されていますが、平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等について記載した節を新設しています。「防災会議構成員間の情報共有等」「町及び防災関係機関の伝達手段の多重化・多様化等」「通信施設被害防止対策」を記載しています。

⑦ 複合災害に対する計画

- ・ 複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実することについて記載
- ・ 予防対策（防災関係機関相互の連携強化、訓練の実施、町が行う住民への知識の普及・啓発）

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実させるために、先発災害と後発災害の職員や資機材の適正配分に留意し、防災関係機関相互の連携強化に努めるとともに、複合災害の訓練の実施に努めることを追記しています。また、町は複合災害に関する住民への知識の普及・啓発に努めます。

⑧ 防災中枢機能の確保・充実

- ・ 業務継続計画（BCP）の概要について
- ・ 業務継続計画（BCP）の策定について
- ・ 庁舎等の災害対策本部機能等の確保について

災害においては、町や事業者が業務の維持継続を確保することが求められるため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定について、「業務継続計画の概要」「業務継続計画の策定」「庁舎等の災害対策本部機能等の確保」の項で構成する内容を地震・津波防災計画編に節を新設しています。記載し、町の継続すべき重要な業務のレベルを確保し、すべての業務が早期に再開できるように計画策定に努めます。

(4) 地域の実情に即した防災対策の充実

① 防災諸活動が迅速かつ円滑に行われるための組織体制強化

- ・ 幕別町防災会議委員に自主防災組織を構成する者を追加
- ・ 幕別町災害対策本部組織の再編（札内地域対策の組織体制の拡充）

防災諸活動が迅速かつ円滑に行われるための組織体制強化については、防災会議と災害対策本部の組織体制の強化を図るものです。

幕別町防災会議については、防災会議委員に自主防災組織の構成員又は学識経験者から3名を追加するもので、既に幕別地区、札内地区、忠類地区からそれぞれ1名が平成26年1月31日付で委員に委嘱されています。その内1名は、女性が委員となっています。

災害対策本部については、札内地区の組織体制を強化するために、新たに「札内地域情報連絡室」を設け、さらに現行の「札内糠内地域対策部」を「札内地域対策部」と「糠内地域対策部」

に分割するものです。この場合、「札内地域情報連絡室」及び「札内地域対策部」の担当職員が少ないことから、第1支援班を標準支援として配備します。また、災害対策基本法の改正により消防長又は消防吏員も本部員に任命できることになったため、本部員に加えて組織の強化を図るものです。

② 備蓄品及び防災用資機材の強化

- ・ 備蓄品、防災用資機材の拡充
- ・ 備蓄庫及び資機材庫の整備強化

備蓄品及び防災用資材庫の強化については、食料その他の物資の確保に努め、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努めることを追記しています。また、備蓄庫の整備については、交通便利性が高く食品を安全に保管できる備蓄拠点として、庁舎や支所に整備を進めるほか、学校等の主要な指定避難所においても、既存の施設及び敷地を積極的に活用するほか、必要な箇所については、新たに備蓄庫を整備し分散備蓄に努めることを追記しています。資機材庫についても同様に整備に努めます。

③ 土砂災害の予防計画

- ・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定箇所の記載（初）

土砂災害の予防計画については、本年度から新たに北海道が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が6ヶ所行われたところであり、広く周知を図るためにその指定状況について追記しています。また、避難勧告等の発令対象区域、避難所の開設、運営及び防災意識の向上について追記し、土砂災害の周知・啓発に努めるものです。

④ ライフラインの機能確保

- ・ 町内4か所の指定避難所に耐震性貯水槽を整備（札内3、幕別1）

ライフラインの機能確保については、町内4か所の指定避難所に耐震性貯水槽を整備することを追記しています。札内地区は、札内東コミセンに50立方メートル、札内中学校に60立方メートル、札内北コミセンに50立方メートルの3か所、幕別地区は、幕別小学校に50立方メートル、1か所を設置する計画であり、合計210立方メートルの貯水容量となる予定です。これにより、上水道区域3日分の給水量の確保ができることとなります。

⑤ 災害時情報通信計画の強化

- ・ 衛星電話、緊急速報メール等の通信機器の強化

災害時情報通信計画の強化については、通信機器の整備を図ることを追記しています。

幕別町は、幕別地区、札内地区、忠類地区に分かれていることから、災害対策組織も同じように3つに分かれてしまいます。災害発生時には、各情報連絡室の連絡体制の強化を図るとともに、防災関係機関との連絡体制も強化しなければならないことから衛星電話を整備し、大規模災害時にも通信可能なように強化を図るものです。

また、住民への連絡手法として、緊急速報メールへの連携システムの導入や特設公衆電話等の通信機器の強化を図ります。